

令和2年1月26日
午後3時
立石地区センター別館

葛飾区児童相談所・一時保護所設置に係る住民説明会

次第

1 開 会

2 ご挨拶

葛飾区子育て支援部長 横山 雄司

3 「葛飾区児童相談所基本構想（素案）について」ご説明

葛飾区子育て支援部児童相談所設置準備担当課長 忠 宏彰

4 質疑応答

5 閉 会

5 建設予定地



所在地

葛飾区立石二丁目179番1、2号

面積

2,177.93㎡

建設予定地の選定理由

- ・区中心部で一定規模の面積を有すること。
- ・重要な連携先となる区役所や子ども総合センター、警察署、救急病院などが近くにあること。
- ・可能な限り子ども一人ひとりに合った支援ができるよう、公園やスポーツ施設が近くにあること。
- ・繁華街から少し離れた落ち着いた環境であること。

6 スケジュール

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	設計・工事			開設
	地域等への説明				

※今後の検討状況等により、スケジュールを変更する場合があります。

葛飾区児童相談所基本構想（素案・概要版）
 葛飾区子育て支援部児童相談所設置準備担当課
 〒125-0062 東京都葛飾区青戸4-15-14 葛飾区子ども総合センター
 電話 03(3602)1247(直通)
 メール 113000@city.katsushika.lg.jp

令和〇年〇月

葛飾区児童相談所基本構想（素案・概要版）

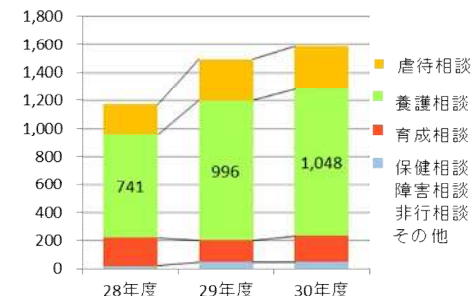
1 策定の目的

児童福祉行政の現状と課題を整理し、葛飾区児童相談所・一時保護所を設置した後の本区がめざす児童福祉行政の基本方針を示すものです。

2 児童福祉行政の現状と課題

(1) 葛飾区子ども総合センター

- ・全相談受件数のうち、養護相談の増加が顕著であり、相談体制のさらなる充実が必要です。
- ・子どもと家庭に関する総合相談窓口である子ども総合センターの認知度（44.9%）のさらなる向上が必要です。
- ・子ども家庭支援センターの開庁日や時間の延長など含め、利便性のさらなる向上が必要です。



(2) 東京都における児童相談所・一時保護所

- ・全相談受件数のうち、虐待相談の増加が顕著です。
- ・一時保護所の定員不足や一時保護期間の長期化などの課題を解消し、子どもの最善の利益を確保できるより一層の環境整備が必要です。
- ・東京都児童相談所と子ども家庭支援センターとの連携の在り方について、連携をさらに深化させる取組が必要です。



(3) 東京都における社会的養護

- ・里親と里子を社会全体で支えるため、里親に対する認知度の向上と理解を示す人を育て、里親になることを希望する人をさらに増やすことが必要です。
- ・里親と里子に対する支援の充実・支援体制の強化が必要です。

3 区立児童相談所・一時保護所設置の主な意義

(1) ライフステージに合わせた切れ目のないサービスを受けることができる

- ・地域資源のさらなる活用
複合的に課題のある支援が困難な家庭や支援の必要性の理解が低い家庭などに対して、区内の子育て支援に関するサービスや場所、人などの地域資源を個々の家庭に合わせて効果的に活用することがこれまで以上に可能となります。
- ・職員間連携の強化
指揮系統が一つになるため、支援が必要な家庭の早期発見と早期対応の一体的な対応が可能となり、支援の狭間に埋もれてしまうケースの発生を予防できます。

(2) 住み慣れた身近な地域で相談や手続きができる

- ・物理的にも心理的にも距離が近くなることから、非行相談や里親等に関する手続きなどが行いやすくなります。保護者だけでなく、子どもにとっても地域に根差した身近な相談機関になることが期待されます。
- ・児童相談所が区役所や子ども総合センター、警察署、救急病院などに近く、緊急を要する案件に対して、これまで以上に迅速な対応が可能となります。

4 基本方針

今後の展望

現在

子ども総合センター

令和5年度

子ども総合センター 【機能強化】

区民に寄り添う妊娠期から子育て期にわたる保護者支援と子ども支援を行う身近な総合相談窓口

児童相談所・一時保護所 【新規設置】

子どもの安全確保を第一に考えた一時保護所への入所措置など強制力のある専門的支援の実施

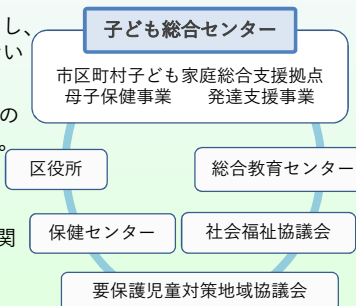
子ども総合センターと児童相談所が、児童福祉を推し進める両輪となり、子どもや保護者一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない支援を、これまで以上に適切かつ迅速に行う体制を構築します。

めざすのは「子どもとその家庭が安全で安心して自立した生活ができるかつしか」の実現

支援・予防

～気軽に相談でき、保護者と一緒に悩み、考える支援体制の充実～

- ・ 区の社会資源やサービスを最大限活用し、ライフステージに合わせた切れ目のない支援体制を構築します。
- ・ 自立後も子どもやその家庭にとって心の拠り所になる体制づくりをめざします。
- ・ 支援が必要な子どもや家庭に関する小さな気づきの共有など困ったときに相談し合える関係性を構築し、支援機関の孤立化を防止します。



連携の輪



支援が必要な子どもとその家庭

介入

～親子関係の再構築を図り、子どもの最善の利益を確保～

- ・ 虐待通告があった際は「いつでも」「すぐに」「確実に」子どもの安全確保を行います。
- ・ 一時保護期間中は、子どもの気持ちや意見を最大限酌み取り、不安の解消や権利の制限が最小限になるように努めます。
- ・ 家庭で過ごすことのできない子どもたちが里親など家庭的環境で生活し、将来は社会的自立ができるように支援します。

児童相談所
一時保護所

相談機能、一時保護機能
措置機能

気づき

～地域全体で子どもとその家庭を温かく、見守り、支える『まなざし』づくりの推進～

- ・ 虐待などに対するアンテナ機能の役割を担います。
- ・ 支援が必要な子どもや家庭に気づいたらためらわず、速やかに子ども総合センターや児童相談所に情報提供や通告を行います。
- ・ 世代を超えた大人だけでなく、主体となる子ども自身も含め、すべての区民が「怒鳴らない・手をあげることによらない子育て」を認識し、体現していきます。



第6章 区立児童相談所・一時保護所設置の主な意義

本区が児童相談所等を設置する主な意義は、「切れ目のない支援の提供」と、「身近な地域で相談ができる」の2点です。

1 ライフステージに合わせた切れ目のない支援を提供することができる

(1) 地域資源のさらなる活用

本区が児童相談所等を設置すると、複合的に課題のある支援が困難な家庭や支援の必要性の理解が低い家庭などに対して、区内の子育て支援に関するサービスや場所、人などの地域資源を個々の家庭に合わせて効果的に活用することがこれまで以上に可能となります。これら地域資源の活用が進むことで、継続的な見直しや新たな発掘、創出などにも結び付けやすくなります。

さらには、従来から本区が推進している葛飾区版ネウボラ^{*}に児童相談所等を組み込むことにより、ハイリスク要因を持った家庭に対する虐待の未然防止のための保護者支援の充実や一時保護などの措置から家庭復帰、家庭復帰後のフォローなど、地域資源を最大限活用した支援が可能となり、ライフステージに合わせた切れ目のない支援を提供できるようになります。

(2) 職員間連携の強化

本区が児童相談所等を設置すると、勤務する職員はすべて区の職員になります。そのため、これまで以上に細かい情報共有や対応方針のすり合わせなど緻密な連携が取りやすくなります。また、指示系統が一つになるため、区として要支援家庭の早期発見（ニーズキャッチ機能）と早期対応（リスク管理機能）の一体的な対応が可能となり、支援の狭間に埋もれてしまうケースの発生を防ぐことができます。

さらに、児童福祉以外の福祉分野にも精通した職員を配置することで、様々な視点から支援の可能性を検討できるようになるとともに、区の職員が虐待の専門部門で職務経験を得て、その経験を異動先で生かすことにより、区全体の児童虐待対応レベルが向上するという利点が考えられます。

2 住み慣れた身近な地域で相談や手続きができる

東京都から本区に児童相談所の管轄が移ると、区民にとって物理的にも心理的にも距離が近くなることから、非行相談や里親などに関する手続きなどが行いやすくなります。このことにより、区民サービスの向上とともに、児童相談所が保護者だけでなく、子どもにとっても、地域に根差した身近な相談機関になることが期待されます。

また、児童相談所が区役所や子ども総合センター、警察署、救急病院などに近く、お互いに連携しやすくなります。このため、緊急を要する案件に対して、これまで以上に迅速に対応できるようになり、虐待の早期発見や重篤化の防止につながっていきます。

(2) 今後の展望

本区は、区立児童相談所等設置の基本理念を実現するために、子ども総合センターの機能強化と、児童相談所・一時保護所を新規に設置します。

子ども総合センターでは、様々な課題を抱えている子どもや家庭を早期に把握し、未然に課題の発生や重篤化を防ぐための支援機能の強化が不可欠です。そこで、子ども総合センター機能と体制の拡充を図りながら、これまで培ってきた経験や関係機関との連携体制などを最大限に生かしつつ、さらに、支援を受けることに後ろ向きな家庭に対しても、継続的な家庭訪問を通じてさりげない寄り添いを行うなど、継続的かつ専門的な地域密着型の見守り体制の構築をめざします。

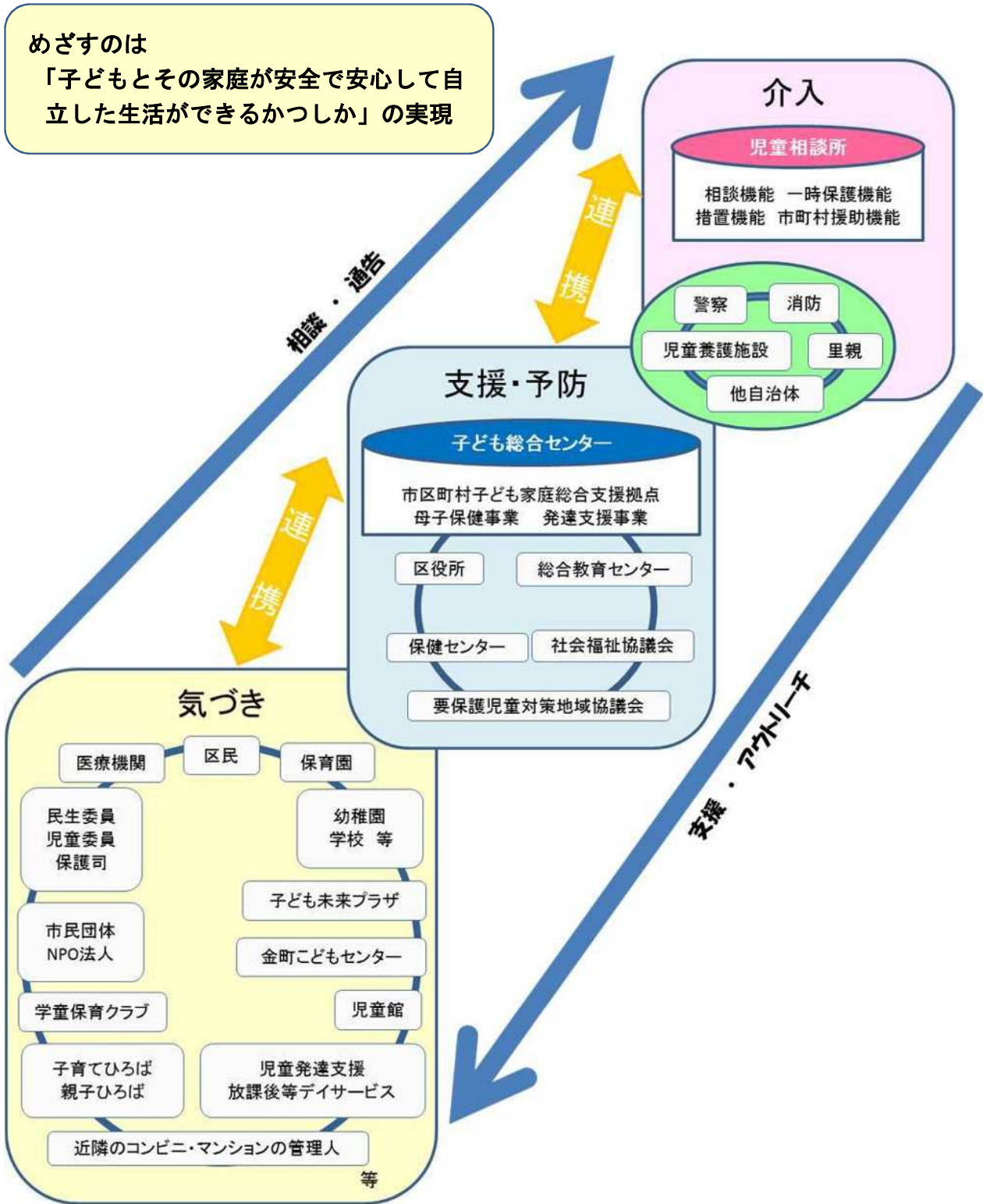
一方、新たに設置する児童相談所は、子どもの命と安全確保を第一に考え、法的介入をはじめとした措置機能や一時保護機能を活用した専門的な対応を行います。これまで、子ども総合センターでは支援に限界を感じていた子どもや家庭に対し、児童相談所を新たに設置することで対応できるようになります。

このように、子ども総合センターと児童相談所が、児童福祉を推し進める両輪となって、虐待から子どもを守り、子どもの最善の利益の確保を行います。これにより、子どもや保護者一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない支援を、これまで以上に適切かつ迅速に行う体制を構築し、児童相談体制の強化をめざします。

葛飾区後期実施計画事業「児童相談体制の強化」



◆児童相談所設置後の児童相談体制



6 関係機関及び組織間連携のさらなる強化

(1) 地域で支援が必要な子どもとその家庭を支える体制づくり

(ア) 地域との緊密な連携

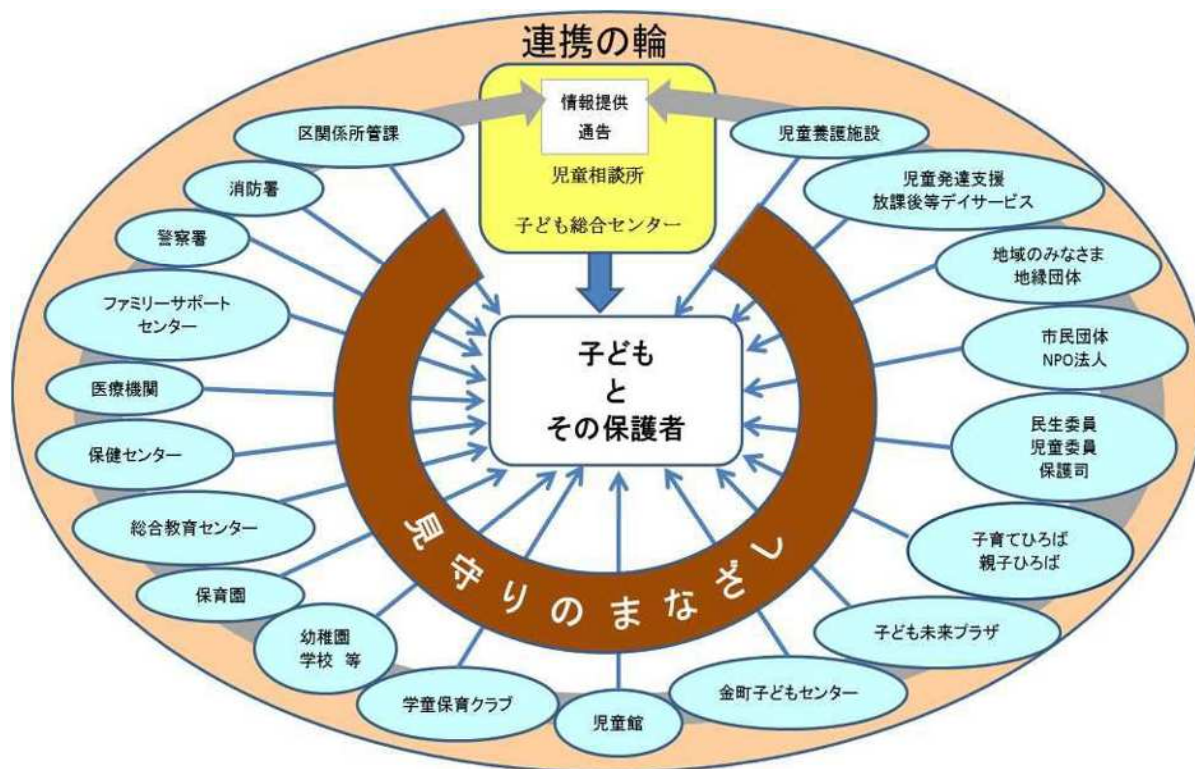
複合的に課題のある支援が困難な家庭や支援の必要性の理解が低い家庭などに対して、家庭環境が重篤化する前に支援の手を差し伸べることが重要です。

そこで、在宅支援をはじめ、子ども食堂や学習支援活動を行う団体など従来から本区に存在する子どもや家庭を取り囲むすべての関係機関が、虐待などに対するアンテナ機能の役割を果たし、児童相談所や子ども総合センターにためらうことなく、速やかに情報提供や通告を行うことができるネットワークの構築が重要です。

このような体制は、子どもと家庭だけでなく、支援機関の孤立化も防ぎ、事態が深刻化する前に対応することができます。また、日頃から連携を深めることで、小さな気づきの共有や困ったときに相談し合える関係性を築くことができます。

本区が児童相談所を設置することで、主体的に連携の輪をさらに広げ、子どもと家庭を温かく見守り、支える「まなざし」を増やしていきます。

◆連携のイメージ



7 虐待通告

虐待通告があった際は以下の3点を基本に対応します。

(1) いつでも

虐待通告はいつ入るかわかりません。そのため、全国共有ダイヤル189や区独自の児童虐待通報相談専用電話により24時間365日“いつでも”電話がつながり、通告できる体制を構築します。

(2) すぐに

虐待通告があった場合、安全確認は迅速な対応を確保する観点から児童相談所運営指針では、速やかに(48時間以内)行うことが望ましいとされています。虐待通告を受けてから速やかに安全確認に向かえるよう、安全確認を専門に行う職員の配置を行い、夜間や休日を含め、“すぐに”子どもの元に向かえる体制の整備を検討します。

また、“すぐに”最善の対応がとれるよう、日頃から関係機関と緊密な連携を行います。将来的には、“すぐに”緊急受理会議ができるよう、現場で確認した子どもの状況を児童相談所や子ども総合センターで共有できるシステム環境をはじめ、テレビ会議や複数同時通話機能を活用した電話会議などの整備を検討します。

(3) 確実に

安全確保は一刻を争います。しかし、安全確認に出向いたときに保護者からその確認を拒否されることもあります。児童相談所だけで安全確認ができない場合は、警察などの関係機関と連携を取りながら、間接現認を含めた確認を“確実に”行います。その上で子どもの安全確保を“すぐに”“確実に”行えるよう所内の体制を整えます。

虐待の状況やけがの原因の見分けは経験を積まなければ難しく、医療従事者などの専門的な見立てがないと判断ができない場合があります。

虐待通告を受け駆けつけた場合は、迅速な対応が求められます。複数の職員で出向いても、確認を行う職員に適切な情報収集力や経験、そして判断力が問われます。どの職員が判断をしても、同じ基準で虐待の深刻度を計ることができるよう定期的な研修を実施します。

将来的には、アザ・傷の状況を入力すると危険性の深刻度など、職員の判断の補助ができるAIの導入を検討し、より迅速で確実な判断へとつなげます。

8 社会的養護の推進

(1) 里親等に関する啓発促進

「里親」という言葉は聞いたことがあっても、具体的な制度の中身や役割が区民に浸透していません。社会的養護を必要とする子どもが地域で見守られながら生活するには、地域の方々が里親制度について正しい認識を持つことが必要です。

そこで、社会的養護に関する勉強会や講演会、職員出前講座を開催するほか、地域で開催される子育てのイベントや町内会の行事など様々な機会を捉えて広報活動を行います。このような活動を通して地域の中で社会的養護の認知度を高めつつ、里親の必要性や活動内容を知ってもらい、里親の確保や特別養子縁組につなげていきます。

また、大人だけでなく子どもに対しても啓発活動を行うことで、社会的養護が社会の多様性の一つとなるようにします。

(2) 子どもたちのよりよい生活環境の整備

社会的養護を必要とする子どもは、里親をはじめとする家庭的環境で生活できるようにすることが望ましいとされています。しかし、国の「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられている乳幼児の里親等委託率75%以上、学童期以降の里親等委託率50%以上を達成するには、里親の数が圧倒的に不足しており、極めて難しい状況です。この状況を打開するために、週末里親などの短期里親をまずは導入し、里親になることに対する障壁を低くすることで、里親になりたいと少しでも思う地域の方々を増やしていきます。また、社会的養護を必要としている子どもにとっても家庭の雰囲気を経験できる場の提供を行い、家庭復帰や社会的自立に向けた手助けを行います。

(3) 里親と里子に対する支援体制の構築

里親と里子が一緒に生活する中で、様々な悩みや困りごとが出てきます。このような悩みなどを里親と里子が抱え込むことなく、気軽に相談できる相手がいることはとても重要なことです。里親を支援することは里子を支援することにもなります。そこで、児童相談所に里親に対する養育支援を担う職員を配置し、生活する上で必要となる区のサービスなどをコーディネートすることで、里親への負担を減らせるよう支援します。

このほか、定期的に里親と里子同士が集まる会を開催し、レクリエーションなどを通して里親と里子が普段話せない悩みなどを聞き、生活の不安の軽減につなげます。また、里親と里子を多角的な視点から支援するため、安心して里親を担うための里親委託前研修や、里子との個別的な課題に気づくための里親委託後研修を行います。さらに、将来的には民間フォスターリング機関の活用を含め検討していきます。

平成31年1月31日
葛飾区児童相談所設置準備担当課

※一部昨年度より変更になっている箇所がございます。
最新情報については葛飾区児童相談所基本構想
(素案・概要版)をご覧ください。

(仮称) 葛飾区児童相談所の設置について

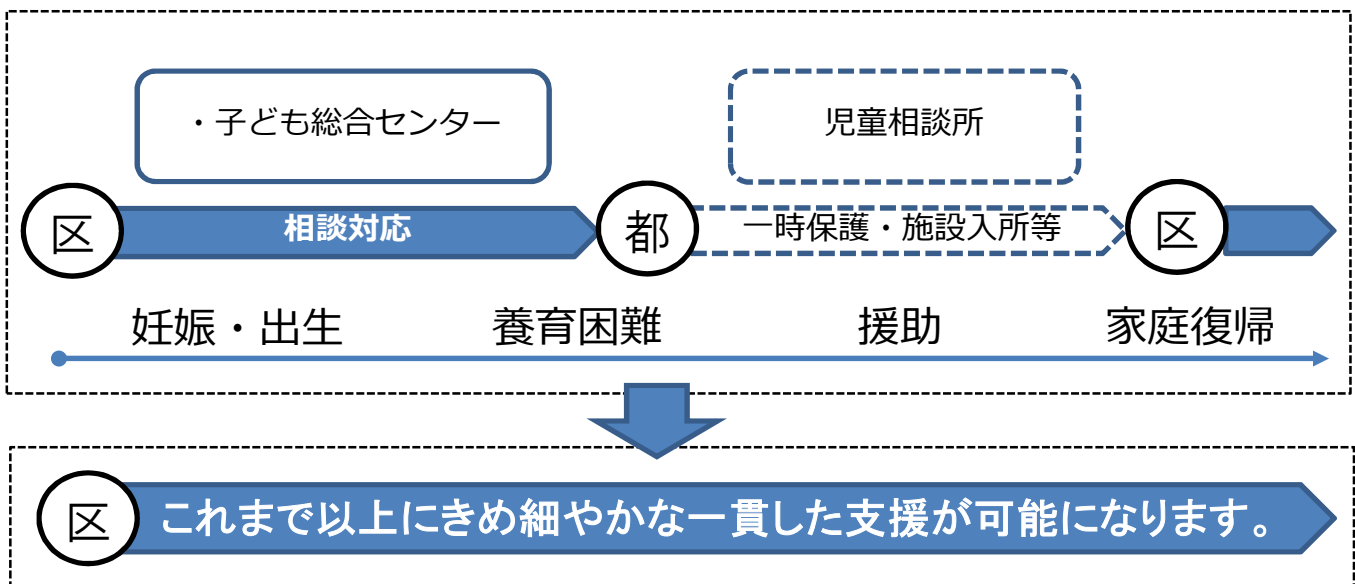
1. 検討の経緯
2. 区に児童相談所を設置すると
3. 開設時期
4. 建設候補地
5. 児童相談所とは
6. 一時保護所とは
7. 今後のスケジュール

1 検討の経緯

- 平成28年6月に公布された児童福祉法等の一部を改正する法律により、区が児童相談所を設置することができるようになりました。
- 児童相談所は、原則18歳未満の子どもを対象に相談や援助を行い、子ども達が社会的に自立していくことを支援する行政機関です。
- 近年、子どもに関する相談のうち、特に児童虐待件数は年々増え続け、子どもの命に係わる深刻な事案も発生しています。
- こうした中、児童虐待への対応は、これまで以上に迅速かつきめ細やかに行っていく必要があります。
- そこで、**住み慣れた身近な地域で対応していくことが重要**であることから、区は設置に向けた検討を始めました。

2 区に児童相談所を設置すると

- 現在の児童虐待への対応は、区と都が相互に連携・協力しながら対応しています。




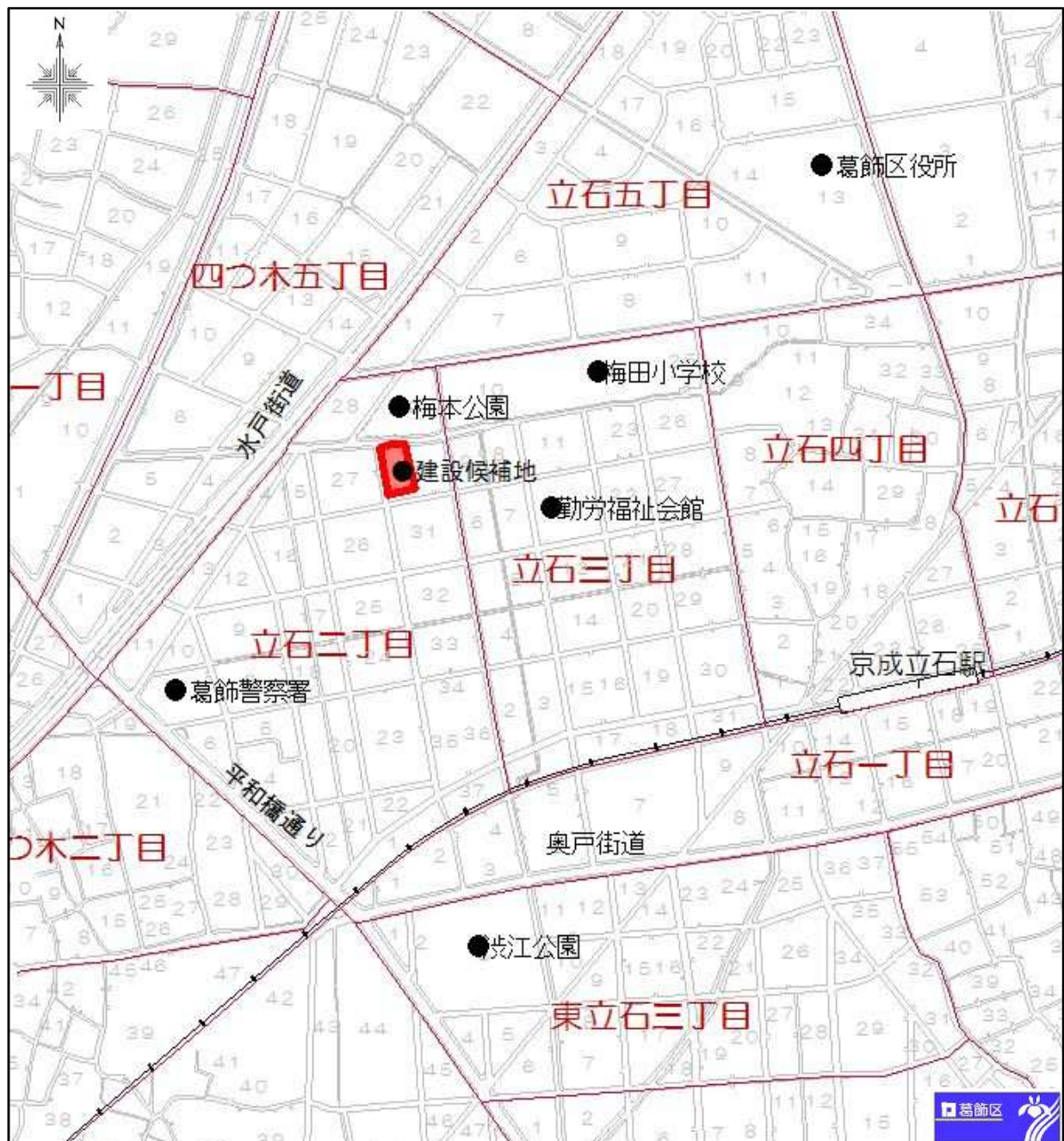
- 区が児童相談所を設置すると、これまでの相談対応に加え、より専門性の高い**一時保護や施設入所等の支援を行うことが可能**となります。
- 区は、区民に最も身近な基礎自治体であることの強みを活かし、これまで以上に**母子部門や教育部門等と連携をした対応が可能**となります。

3 開設時期

○平成35年度を目標としています。

4 建設候補地

- 葛飾区立石二丁目179番1,2号 (2,168.12㎡)  最新の情報は葛飾区児童相談所基本構想（素案・概要版）をご覧ください
- 区中心部、一定規模の面積、区役所などの連携先が至近にあることの有効性、開設時期などを総合的に勘案し、候補地としました。



5 児童相談所とは

- 児童福祉法に基づいて設置される行政機関です。
- 18歳未満の子どもに関する相談であれば、本人や家族、地域の方々など、子どもの健やかな成長をともに考え、関係者と連携して解決していく専門の相談機関です。
- 児童福祉司、児童心理司、医師、保健師、弁護士などの専門スタッフによる相談や支援を行います。
- 現在、東京都には11の児童相談所があります。
- 11の児童相談所のうち、足立児童相談所が葛飾区を管轄しています。
(足立児童相談所の管轄区：足立区、葛飾区)

児童相談所の業務内容

- 児童相談所の基本業務は「相談業務」と「援助業務」です。

相 談 業 務	養護相談	虐待や養育困難に関する相談
	保健相談	乳児、早産児、児童の疾患等、健康管理に関する相談
	障がい相談	知的発達、肢体不自由、発達障がい等に関する相談
	非行相談	家出、盗み、乱暴等に関する相談
	育成相談	不登校、しつけ等に関する相談
	里親に関する相談	里親として家庭で子どもを育てたい時の相談

援 助 業 務	助言	相談に対する助言、専門機関の紹介
	継続的援助	専門職員による援助（カウンセリングなど）
	一時保護	緊急保護や行動観察が必要な場合等の一時保護
	里親相談	事情により家庭で生活できない子どもの養育
	施設入所	事情により家庭で生活できない子どもの施設入所
	メンタルフレンド	ボランティアを派遣し、社会性や自立性を高める支援
	愛の手帳交付	愛の手帳交付申請の受付

6 一時保護所とは

- 一時保護とは、子どもを家庭から離して一時的に保護する機能です。
- 期間は、原則2か月を超えてはならないとされています。
- 概ね2歳から18歳未満の子どもが対象です。

一時保護が必要な場合

(1) 緊急保護

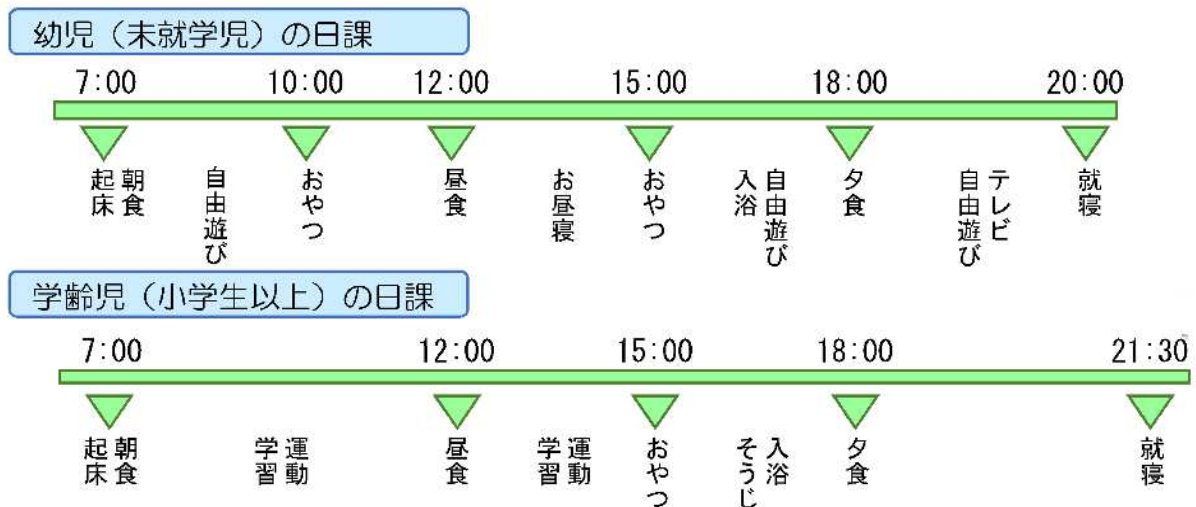
- ・迷子、置き去りなど保護者が不明なとき
- ・保護者の死亡、病気、逮捕、家出、離婚などにより子どもが家庭で生活することが困難な状況が生じたとき
- ・保護者の虐待などの理由により、子どもの安全を迅速に確保する必要があるとき

(2) 行動観察

- ・非行、家庭内暴力、不登校などの子どもを一時的に保護し、行動観察を行い、問題解決の方法を検討する必要があるとき

一時保護所の生活

- 幼児と学齢児以上に分かれ、日課により生活します。
- 年齢や成長に応じた生活習慣が身につくよう、生活指導を行います。
- 学齢児には、学習指導員が子どもの学力に応じた学習指導を行います。
- 栄養のバランスに配慮し、楽しい雰囲気の中で食事を提供します。
- レクリエーションとして、スポーツ活動や室内遊戯を行います。
- 必要に応じて、医学診断や心理診断を行います。



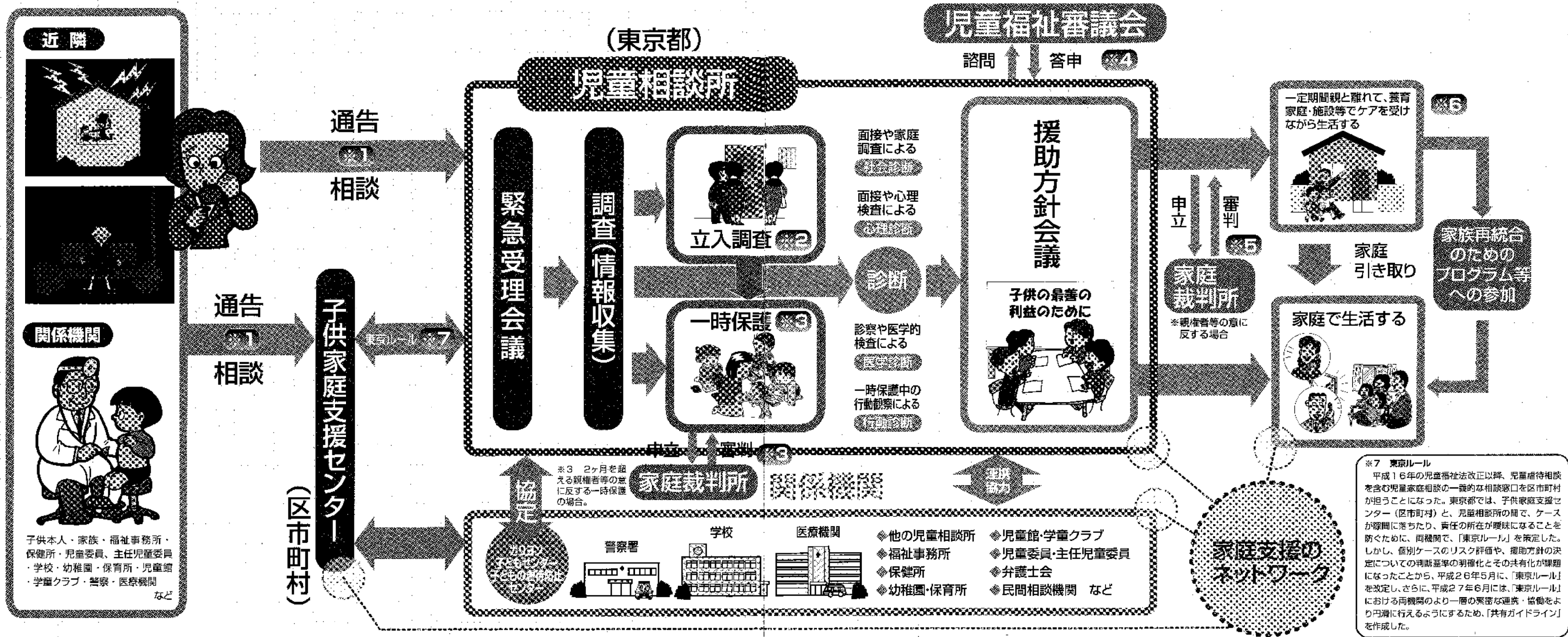
7 今後のスケジュール

⇒ 最新の情報は葛飾区児童相談所基本構想
(素案・概要版)をご覧ください

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
計画策定		基本構想・基本計画				
建物設計			基本設計 実施設計			
建物工事				建築工事		

○平成31年1月現在の見込みであり、今後の検討状況等によっては、変更する場合があります。

相談の流れ(虐待対応の場合)



法的対応と手続

1 児童虐待の早期発見 (虐待防止法 5条)

学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2 虐待発見者の通告義務 (虐待防止法 6条 児童福祉法 25条)

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを区市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して区市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

3 立入調査 (虐待防止法 9条 児童福祉法 29条)

都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。
なお、東京都では平成30年10月より、虐待通告を受けた後48時間以内に子供の安全確認ができない場合には、原則立入調査を行うこととしている。

4 児童の一時保護 (児童福祉法 33条)

児童相談所長は、必要があると認めるときは、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童を一時保護することができる。ただし、2ヶ月を超える親権者等の意に反する一時保護については、2ヶ月を超えるとときに家庭裁判所の承認を得なければならない。

5 児童福祉審議会の意見聴取 (児童福祉法 27条)

都道府県知事は、施設入所等の措置の決定(家庭裁判所の決定又は承認によるものを除く)及びその解除等にあたって、一定の場合(保護者の意向が児童相談所の援助方針と一致しないとき等)には、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。

6 家庭裁判所の審判による施設入所 (児童福祉法 28条)

保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく児童の福祉を害する場合には、児童の親権者等の意に反しても、児童相談所長が家庭裁判所の承認を得て、児童を児童養護施設等に入所させることができる。

7 面会・通信制限及び接近禁止命令 (虐待防止法 12条、12条の4)

児童相談所長又は施設長は、児童虐待を受けた児童について、一時保護又は施設入所等措置がとられている場合に、児童虐待防止等のため、児童虐待を行った保護者について、面会・通信の制限を行うことができる。また、都道府県知事は、一時保護又は施設入所等措置がとられ、上記面会・通信の全部制限がされている場合、特に必要があると認められるときは、保護者に対して接近禁止を命令できる。

8 親権喪失・親権停止・管理権喪失審判請求 (民法834条、834条の2、835条、児童福祉法33条の7)

児童相談所長は、父母による親権の行使が困難又は不相当であることにより、子の利益を害するときは、家庭裁判所に親権停止や親権喪失の審判請求を行うことができる。また、児童相談所長は、父母の管理権の行使が困難又は不相当であることにより子の利益を害する時は、家庭裁判所に管理権喪失の審判請求を行うことができる。

